

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 131 号	平成23年度盛岡市一般会計補正予算 (第 3 号) ……………	1
議案第 132 号	平成23年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	6
議案第 133 号	平成23年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	9
議案第 134 号	平成23年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) ……………	別冊
議案第 135 号	平成23年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 136 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第 137 号	盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について……………	14
議案第 138 号	盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係 条例の整備に関する条例について……………	15
議案第 139 号	盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を改正する条 例について……………	35
議案第 140 号	盛岡市財産の交換, 譲与, 無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条 例について……………	36
議案第 141 号	町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	37
議案第 142 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について……………	39
議案第 143 号	盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第 144 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	44
議案第 145 号	盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について……………	45
議案第 146 号	盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部の改正について……………	47
議案第 147 号	盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者の指定について……	49
議案第 148 号	舟田 2 地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……	50
議案第 149 号	盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……	51
議案第 150 号	原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者の指定について……	52
議案第 151 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……	53
議案第 152 号	市道の路線の認定及び変更について……………	55
議案第 153 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙

議案第 131 号

平成23年度盛岡市一般会計補正予算（第3号）

平成23年度盛岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114,241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,589,851千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		19,241,596	53,281	19,294,877
	1 国庫負担金	14,674,115	25,316	14,699,431
	2 国庫補助金	4,488,097	27,965	4,516,062
16 県支出金		6,244,300	22,032	6,266,332
	1 県負担金	2,403,390	12,658	2,416,048
	2 県補助金	2,924,139	9,374	2,933,513
17 財産収入		286,043	50,026	336,069
	2 財産売却収入	144,594	50,026	194,620
19 繰入金		1,948,361	8,540	1,956,901
	2 基金繰入金	1,937,171	8,540	1,945,711
21 諸収入		1,698,740	23,962	1,722,702
	5 雑入	947,315	23,962	971,277
22 市債		13,556,200	△43,600	13,512,600
	1 市債	13,556,200	△43,600	13,512,600
歳入	合計	112,475,610	114,241	112,589,851

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 39,215,910	千円 80,402	千円 39,296,312
	1 社会福祉費	14,684,541	66,341	14,750,882
	2 児童福祉費	15,737,563	14,061	15,751,624
6 農林費		2,738,700	940	2,739,640
	1 農業費	2,370,883	940	2,371,823
7 商工費		1,644,966	2,297	1,647,263
	1 商工費	1,644,966	2,297	1,647,263
8 土木費		16,522,298	28,131	16,550,429
	2 道路橋りょう費	3,945,785	20,905	3,966,690
	4 都市計画費	10,988,430	7,226	10,995,656
10 教育費		10,695,987	8,194	10,704,181
	2 小学校費	3,048,849	1,194	3,050,043
	5 幼稚園費	411,919	7,000	418,919
11 災害復旧費		431,345	△5,723	425,622
	1 公共土木施設災害復旧費	101,776	△9,570	92,206
	3 農林業施設災害復旧費	17,662	3,847	21,509
歳 出	合 計	112,475,610	114,241	112,589,851

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	34,174
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	15,456
若園町分庁舎・都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	13,395
玉山総合事務所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	10,645
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	30,051

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
地方道路等整備事業債	2,829,800	2,780,600	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成23年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
道路整備事業債	294,800	303,000			
公園整備事業債	221,100	216,400			
土地区画整理事業債	17,400	17,700			
まちづくり 交付金事業債	447,300	444,800			
盛岡南新都市 整備事業債	7,200	7,500			
農業用施設 災害復旧事業債	5,000	7,500			
道路橋りょう 災害復旧事業債	16,600	18,700			
その他土木施設 災害復旧事業債	17,400	16,800			
計	13,556,200	13,512,600			

議案第 132 号

平成23年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第1号）

平成23年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,289,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		千円 2,717,367	千円 15,708	千円 2,733,075
	1 一般会計繰入金	2,480,059	15,708	2,495,767
歳入合計		17,274,180	15,708	17,289,888

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 359,843	千円 15,708	千円 375,551
	1 総務管理費	198,168	15,708	213,876
歳 出 合 計		17,274,180	15,708	17,289,888

議案第 133 号

平成23年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

平成23年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 133,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,695,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 5	千円 129,922	千円 129,927
	2 財産売払収入	0	129,922	129,922
4 繰越金		1	3,706	3,707
	1 繰越金	1	3,706	3,707
歳入合計		1,562,224	133,628	1,695,852

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 505,425	千円 133,628	千円 639,053
	1 市場管理費	505,425	133,628	639,053
歳	出	合	計	
		1,562,224	133,628	1,695,852

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	8,442
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	16,385
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (平成23年度分)	自 平成23年度 至 平成24年度	79,083

議案第 136 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について
盛岡市部等設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例

盛岡市部等設置条例（昭和33年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ中「（市民部の主管に属するものを除く。）」を削り、同条第2号中キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 危機管理に関すること。

第3条第4号中コをサとし、ケを削り、クをコとし、キをケとし、カをクとし、ウからオまでを削り、イの次に次のように加える。

ウ 青少年及び男女共同参画に関すること。

エ 消費生活及び計量に関すること。

オ スポーツに関すること。

カ 文化に関すること。

キ 国際交流に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

総務部及び市民部の分掌事務を改めようとするものである。

議案第 137 号

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について
盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第24条の2第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツ及び文化に関する事務の一部を市長が管理し、及び執行しようとするものである。

議案第 138 号

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係条例の整備
に関する条例について

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条
例を次のとおり定めるものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関係条例の整備
に関する条例

(盛岡市市民プール条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市市民プール条例（昭和51年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第7条から第9条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついて必
要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第21条とする。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第5条」を「第7条」に、「第4条第
1項」を「第6条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第4条第3項」を「
第6条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第4条第2項」を「第6条第2
項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、
同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。

第16条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」
に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加
える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届
け出なければならない。

第16条を第19条とする。

第15条第1号中「、教育委員会規則」を削り、同条を第18条とする。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条を第14条とする。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とする。

第8条中「（指定管理者が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、「利用料金。以下次条まで」を「利用料金。次条」に改め、同条を第11条とする。

第7条の2第3項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下第5条まで及び第10条において同じ。）」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開設期間及び使用時間）

第3条 市民プールの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する市民プールにあつては、指定管理者。以下第7条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

区分		開設期間	使用時間
盛岡市立高松プール		6月15日から9月の 第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで
盛岡市立 総合プー ル	メインプール	通年	午前10時から午後8時30分（中学校生徒 以下の者にあつては、午後5時）まで
	サブプール	6月15日から9月の 第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで
	飛込プール	6月15日から9月の 第1日曜日まで	午前10時から午後5時まで

（休場日）

第4条 市民プールの休場日は、次の各号に掲げる市民プールの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。

(1) 盛岡市立高松プール 毎月第3金曜日

(2) 盛岡市立総合プール 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律

第 178号) に規定する休日に当たるときは、その翌日) 及び12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同表第2号の表備考1中「(昭和23年法律第178号)」を削る。

(盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 盛岡市屋外スポーツ施設条例(昭和54年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついでに必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、若しくは休場し、又は同条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。

第15条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届けなければならない。

第15条を第18条とする。

第14条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「施設」を「自己の責めに帰すべき理由により施設」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「(指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。)」を削り、同条第1号中「とき。」を「とき(営利を目的とする場合を除く。)」に改め、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開設期間及び使用時間）

第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	(1) 運動広場及び子供広場 午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで (2) キャンプ場 午前9時から翌日の午前9時まで
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立綱取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキー場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで

盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
--------------	----------------	--------------

(休場日)

第4条 屋外スポーツ施設（盛岡市立乙部運動広場，盛岡市立生出スキー場，盛岡市立玉山運動場，盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを除く。以下この項において同じ。）の休場日は，次の各号に掲げる屋外スポーツ施設の区分に応じ，当該各号に定める日とする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，臨時に開場し，又はこれら以外の日に休場することができる。

(1) 盛岡市立太田スポーツセンター，盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立綱取スポーツセンター 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは，その翌日）

(2) 盛岡市立松園運動広場及び盛岡市立東中野運動広場 毎月第3金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは，その前日）

2 盛岡市立乙部運動広場，盛岡市立生出スキー場，盛岡市立玉山運動場，盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートは，休場しないものとする。ただし，市長が特に必要があると認めるときは，臨時に休場することができる。

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改め，同表第2号の表備考2中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を「祝日法による」に改める。

(盛岡市武道館条例の一部改正)

第3条 盛岡市武道館条例（昭和56年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が，その他」を削り，「ついて必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は，市長」に改め，同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め，同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り，同項第4号中「第4条」を「第6条」に，「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め，同号を同項第6号とし，同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め，同号を同項第5号とし，同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め，同号を同項第4号とし，同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め，同号を同項第3号とし，同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき，開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき，臨時に開館し，又は休館すること。

第15条第3項を削り，同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に，「教育委員会」を「市長」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は，前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは，あらかじめ，市長に届

け出なければならない。

第15条を第18条とする。

第14条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「（指定管理者が管理する武道館にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条第1号中「個人使用（個人での使用をいう。以下同じ。）をする」を「個人で使用する」に改め、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する武道館にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第3条 武道館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する武道館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 武道館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

（盛岡市アイスアリーナ条例の一部改正）

第4条 盛岡市アイスアリーナ条例（平成元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついて必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

第15条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第15条を第18条とする。

第14条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「（指定管理者が管理するアイスアリーナにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、「利用料金。以下次条まで」を「利用料金。次条」に改め、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3号中「至つた」を「至つた」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するアイスアリーナにあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、

同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(開設期間及び使用時間)

第3条 アイスアリーナの開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するアイスアリーナにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間	
冬期	10月20日から翌年 3月31日まで	一般使用の場合	(1) 月曜日及び金曜日 正午から午後7時 15分まで (2) 火曜日、水曜日及び木曜日 正午から 午後6時まで (3) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号）に規定す る休日（以下「祝日法による休日」とい う。）、1月2日及び3日並びに12月29 日及び30日 午前10時から午後6時まで
		貸切使用の場合	午前9時から午後9時まで
夏期	4月20日から9月 30日まで	午前9時から午後9時まで	

(休館日)

第4条 アイスアリーナの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第3火曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）

(2) 1月1日及び12月31日

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表第1号の表備考3中「教育委員会」を「市長」に改め、同表第2号の表備考2中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を「祝日法による」に改め、同表備考8中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改める。

(盛岡市文化会館条例の一部改正)

第5条 盛岡市文化会館条例（平成2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついでに必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

第15条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第15条を第18条とする。

第14条中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「（指定管理者が管理する文化会館にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する文化会館にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（使用時間）

第3条 文化会館の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(以下「指定管理者」という。)が管理する文化会館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 文化会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 盛岡劇場、盛岡市都南文化会館及び盛岡市民文化ホール

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たる日を除く。)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 盛岡市渋民文化会館

ア 月曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日)

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表第1号アの表備考3中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「」及び「」という。)」を削る。

(盛岡市屋内ゲートボール場条例の一部改正)

第6条 盛岡市屋内ゲートボール場条例(平成2年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついで必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

第15条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第15条を第18条とする。

第14条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「（指定管理者が管理する屋内ゲートボール場にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋内ゲートボール場にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第3条 屋内ゲートボール場の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋内ゲートボール場にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 屋内ゲートボール場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第3金曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（盛岡市体育館条例の一部改正）

第7条 盛岡市体育館条例（平成4年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついでに必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第

1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「第 3 条第 3 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「第 3 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

(1) 第 3 条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第 4 条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

第 15 条第 3 項を削り、同条第 2 項中「前項第 2 号から第 4 号」を「第 1 項第 4 号から第 6 号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、前項第 1 号又は第 2 号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第 15 条を第 18 条とする。

第 14 条第 1 号中「教育委員会規則」を削り、同条を第 17 条とする。

第 13 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 16 条とする。

第 12 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 15 条とする。

第 11 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 14 条とする。

第 10 条中「第 14 条及び第 15 条」を「第 17 条及び第 18 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 9 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条を第 11 条とする。

第 7 条中「（指定管理者が管理する体育館にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第 10 条とする。

第 6 条の 2 第 3 項中「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条第 1 項中「教育委員会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する体育館にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第 9 条において同じ。））」を「市長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（開館時間）

第 3 条 体育館の開館時間は、午前 8 時 30 分（盛岡体育館にあっては、午前 9 時）から午後 9 時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する体育館にあっては、指定管理者。以下第 6 条まで及び第 10 条から第 12 条までにおいて同じ。））が特に必要が

あると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第3月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同表第1号アの表備考4中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改める。

(盛岡市弓道場条例の一部改正)

第8条 盛岡市弓道場条例(平成8年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついで必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。

第15条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第15条を第18条とする。

第14条第1号中「、教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「(指定管理者が管理する弓道場にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同

じ。)」を削り、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する弓道場にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第3条 弓道場の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する弓道場にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 弓道場の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

（盛岡市球技場条例の一部改正）

第9条 盛岡市球技場条例（平成11年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第6条から第8条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついでに必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。

第15条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第15条を第18条とする。

第14条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第10条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条中「（指定管理者が管理する球技場にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第10条とする。

第6条の2第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場にあつては、指定管理者。以下次条まで及び第9条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開設期間及び使用時間）

第3条 球技場の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時まで

（休場日）

第4条 球技場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。

(1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

（盛岡市野球場条例の一部改正）

第10条 盛岡市野球場条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第6条から第9条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついて必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第20条とする。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第4条」を「第6条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第3条第3項」を「第5条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条第3項の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。

第16条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第16条を第18条とする。

第15条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第17条とする。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とする。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とする。

第8条中「（指定管理者が管理する野球場にあっては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第10条とする。

第7条第3項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する野球場にあっては、指定管理者。以下次条まで及び第10条において同じ。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（開設期間及び使用時間）

第3条 野球場の開設期間は、4月1日から10月31日までとする。

2 野球場の使用時間は、午前5時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する野球場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、開設期間又は使用時間を変更することができる。

（休場日）

第4条 野球場は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場することができる。

別表中「第6条関係」を「第8条関係」に改める。

（盛岡市運動公園条例の一部改正）

第11条 盛岡市運動公園条例（平成17年条例第118号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第7条から第10条までについて必要な事項は市長が、その他」を削り、「ついで必要な事項は教育委員会」を「関し必要な事項は、市長」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第20条とする。

第17条第1項第5号及び第6号を削り、同項第4号中「第6条」を「第8条」に、「第4条第2項」を「第6条第1項」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「第4条第4項」を「第6条第3項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「第4条第4項」を「第6条第3項」に、「同条第2項又は第5条第1項」を「同条第1項又は第7条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「第4条第3項」を「第6条第2項」に、「同条第2項又は第5条第1項」を「同条第1項又は第7条第1項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「第4条第2項又は第5条第1項」を「第6条第1項又は第7条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、若しくは開館し、又は臨時に休場し、若しくは休館すること。

第17条第3項を削り、同条第2項中「前項第2号から第4号」を「第1項第4号から第6号」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

第17条を第19条とする。

第16条第1号中「教育委員会規則」を削り、同条を第18条とする。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第17条とする。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第12条を第14条とする。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第13条とする。

第10条を第12条とする。

第9条中「（指定管理者が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第11条とする。

第8条第3項中「第4条第2項又は第5条第1項」を「第6条第1項又は第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「第4条第2項」を「第6条第1項」に、「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「第4条第2項」を「第6条第1項」に、「第4条第4項」を「第6条第3項」に改め、同条第2号中「第4条第2項」を「第6条第1項」に改め、同条第3号中「第4条第2項」を「第6条第1項」に、「第4条第3項各号」を「第6条第2項各号」に改め、同条第4号中「第4条第4項」を「第6条第3項」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「前条第3項及び第4項」を「前条第2項及び第3項」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）」を「市長」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第3条中「次条の」を削り、同条第3号中「^た堆積する」を「堆積する」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(開設期間及び使用時間)

第3条 運動公園のうち野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館、屋内相撲場及びB&G海洋センタープール（以下「有料公園施設」という。）の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する運動公園にあつては、指定管理者。以下次条、第6条から第8条まで及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
野球場、陸上競技場、テニスコート、総合体育館及び屋内相撲場	通年	午前8時から午後9時まで
B&G海洋センタープール	6月1日から9月30日まで	午前9時から午後9時まで

(休場日等)

第4条 有料公園施設の休場日及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、若しくは開館し、又はこれら以外の日に臨時に休場し、若しくは休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第1中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同表第1号の表備考2中「（昭和23年法律第178号）」を削る。

別表第2中「第7条関係」を「第9条関係」に改める。

(盛岡市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第12条 盛岡市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第2条中「教育委員会」を「市長（学校における体育に関する事項にあつては、教育委員会）」に改める。

第3条第1項及び第5条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会事務局」を「市民部」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の

行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

提案理由

盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年条例第 号）の制定に伴い、関係する条例の規定を整備しようとするものである。

議案第 139 号

盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を改正する条例について
盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路占用料徴収条例及び盛岡市法定外道路条例の一部を改正する条例

(盛岡市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「 630」を「 560」に、「 970」を「 860」に、「 1,300」を「 1,200」に、「 560」を「 500」に、「 900」を「 800」に、「 1,200」を「 1,100」に、「 56」を「 50」に、「 6」を「 5」に、「 550」を「 490」に、「 340」を「 300」に、「 1,100」を「 1,000」に、「 470」を「 420」に、「 24」を「 21」に、「 34」を「 30」に、「 51」を「 45」に、「 67」を「 60」に、「 100」を「 90」に、「 130」を「 120」に、「 240」を「 210」に、「 670」を「 600」に、「 0.006」を「 0.007」に、「 600」を「 610」に、「 110」を「 100」に、「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 7 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 8 号」に、「 0.014」を「 0.016」に、「 0.01」を「 0.011」に、「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 9 号」に、「 0.025」を「 0.028」に、「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 10 号」に改める。

(盛岡市法定外道路条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市法定外道路条例（平成14年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表に定める」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合における占用料の額については、盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）第 2 条の規定を準用する。

第 9 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国及び県の例に準じ、道路及び法定外道路の占用料の額を改定するほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 140 号

盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め，同条に次の1号を加える。

- (5) 地域的な共同活動の用に供することを条件として普通財産（地域的な共同活動のために寄附を受けた不動産に限る。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体に譲与等をするとき。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

認可地縁団体に普通財産を譲与又は時価よりも低い価額で譲渡することができる場合について定めようとするものである。

議案第 141 号

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例

(盛岡市農業委員会に関する条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市農業委員会に関する条例（昭和32年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「向中野一丁目及び向中野二丁目」を「本宮七丁目、向中野一丁目、向中野二丁目、向中野三丁目、向中野四丁目及び向中野五丁目（7番から13番までを除く。）」に改める。

別表第 4 中「湯沢東一丁目」を「向中野五丁目（7番から13番までに限る。）、湯沢東一丁目」に、「及び津志田南三丁目」を「津志田南三丁目及び北飯岡一丁目」に改める。

(盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（昭和33年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「及び津志田南三丁目」を「津志田南三丁目及び北飯岡一丁目」に改め、同条第 2 項第 1 号中「及び流通センター北一丁目」を「流通センター北一丁目及び北飯岡一丁目」に改める。

(盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表町又は字の区域の全部が給水区域である区域の項中「本宮六丁目」を「本宮六丁目 本宮七丁目」に、「稻荷 熊堂 泉屋敷 松幅」を「松幅」に、「向中野二丁目」を「向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目」に、「千刈田 八日市場 向中野 台太郎 中島 五合田 石川町」を「中島 石川町」に、「津志田南三丁目」を「津志田南三丁目 北飯岡一丁目」に改める。

(盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第 4 条 盛岡広域都市計画事業仙北西地区土地区画整理事業施行規程（昭和55年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「西仙北二丁目の全部」を「西仙北二丁目の一部」に、「向中野一丁目の全部」を「向中野二丁目の全部」

向中野一丁目の一部
向中野二丁目の一部」
に改める。

(盛岡市新事業創出支援センター条例の一部改正)

第5条 盛岡市新事業創出支援センター条例（平成19年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市飯岡新田1地割27番地3」を「盛岡市北飯岡一丁目8番20号」に改める。

（盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に盛岡市立向中野小学校の項を加える改正規定中「盛岡市向中野字向中野41番地9」を「盛岡市向中野二丁目39番27号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年2月20日から施行する。

提案理由

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、関係する条例に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。

議案第 142 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について
盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第82条」を「第83条」に改める。

第19条から第21条までを削る。

第22条第4項中「第18条第4項の」を「前条第4項の」に、「第18条第4項中」を「同条第4項中」に、「第22条第1項又は第2項」を「第19条第1項又は第2項」に改め、「と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」」を削り、同条を第19条とする。

第23条第5項中「第18条第4項中」を「同条第4項中」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第24条を第21条とし、第25条を第22条とし、同条の次に次の3条を加える。

（保証金の預託）

第23条 仲卸業者は、第18条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。

（保証金の額）

第24条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月額別の別表第4第2号の施設使用料の額（次項及び第32条第3項において「施設使用料月額」という。）の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。

2 第62条第1項の規定による支払猶予の特約があるもので、市長が適当と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。

3 第9条（第3項を除く。）から第11条までの規定は、前2項の保証金について準用する。

（仲卸しの業務の許可の取消し）

第25条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第23条

第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第33条第4項中「第21条第3項」を「第25条第3項」に改める。

第40条第1項第1号中「申請者」を「届出者」に改める。

第47条第3項第12号中「第50条第3項」を削る。

第50条第3項及び第4項を削る。

第52条第1項第1号中「申請者」を「届出者」に改める。

第58条の2第1項中「備え付けなければならない」を「作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更したときも同様とする」に改める。

第61条を次のように改める。

(出荷奨励金の交付)

第61条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 届出者の名称

(2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所

(3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目

(4) 当該出荷奨励の対象となる期間

(5) 出荷奨励金を交付する基準

(6) 出荷奨励金を交付する理由

2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

第62条第1項中「及び売買参加者と」を「又は売買参加者と」に改め、同条第3項中「市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする」を「作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した」に改め、同項第1号中「申請者」を「卸売業者」に改め、同条第4項中「前項の届出」を「第73条第1項の規定に基づく報

告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容」に改める。

第64条を次のように改める。

(完納奨励金の交付)

第64条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(1) 届出者の名称

(2) 完納奨励金を交付しようとする当該仲卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所

(3) 完納奨励金を交付する基準

(4) 完納奨励金を交付する理由

2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

第75条第7項中「第21条第3項」を「第25条第3項」に改める。

第76条第2項第3号中「及び」を「，」に改め、「割合」の次に「，第40条第1項の規定による販売，第42条第1項第2号の規定による卸売，第44条第1項第3号の規定による卸売，第51条第2項第2号の規定による販売及び第52条第1項による販売」を加える。

第82条を第83条とし、第81条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申請等)

第82条 市長は、この業務規程の規定による申請等（申請、届出その他のこの業務規程の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。

3 第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

附則第10条中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認

可の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に改正前の盛岡市中央卸売市場業務規程第61条第2項若しくは第64条第2項の規定による承認を受けた申請又はこの条例の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請については、それぞれ改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第61条第1項若しくは第64条第1項の規定によりされた届出とみなす。

提案理由

施設使用料についての特例を平成29年3月31日まで延長するとともに、事務手続の簡素化を行うほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 143 号

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
盛岡市コミュニティセンター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
盛岡市コミュニティセンター条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表に次のように加える。

小袋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31
----------------	--------------------

別表に次のように加える。

小袋地区コ ミュニティ センター	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

小袋地区コミュニティセンターを設置しようとするものである。

議案第 144 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表市営芋田向団地の項を削り，同表市営夏間木第2団地の項の前に次のように加える。

市営夏間木第1団地	盛岡市玉山区好摩字 夏間木	平23	21	木造平家建
-----------	------------------	-----	----	-------

附 則

この条例は，平成24年3月1日から施行する。ただし，別表市営芋田向団地の項を削る改正規定は，同月21日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い，市営夏間木第1団地を設置するとともに，市営芋田向団地を廃止しようとするものである。

議案第 145 号

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例について
盛岡市火葬場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市火葬場条例の一部を改正する条例

盛岡市火葬場条例（昭和33年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の2及び第5条を削る。

第4条第1項を次のように改める。

使用者から別表に定める使用料を徴収する。

第4条第2項中「火葬場の」を削り、「使用許可申請の際、」を「許可の際に」に改め、同項ただし書中「認める」を「市長が認めた」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（開場時間及び休場日）

第3条 火葬場の開場時間及び休場日は、規則で定める。

第6条の前に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第5条の2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第5条の3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により火葬場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分	使用料	
	市民	市民以外の者
13歳以上の死体（1体につき）	10,000円	50,000円
13歳未満の死体（1体につき）	7,000円	35,000円
妊娠4箇月以上の死胎（1胎につき）	4,000円	20,000円
埋葬された死体（1火葬炉分につき）	4,000円	20,000円
人体の一部、胎盤その他これらに類するもの （3キログラムまでごとに）		3,000円

備考

- 1 「市民」とは、死体（埋葬された死体を除く。）又は死胎の火葬にあつては死亡時に死亡者又は胎児の父若しくは母が、埋葬された死体の火葬にあつては使用の許可の時に使用者が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、「市民以外の者」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「埋葬」とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第1項に規定する埋葬をいう。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市火葬場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

火葬場の改築に伴い、使用料を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 146 号

盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部の改正について
盛岡市スポーツ振興審議会条例の全部を次のとおり改正するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市スポーツ推進審議会条例

盛岡市スポーツ振興審議会条例（昭和37年条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として盛岡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) スポーツ基本法第 2 条第 2 項のスポーツ団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する副会長がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、教育委員会が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市スポーツ振興審議会の委員である者は、改正後の盛岡市スポーツ推進審議会条例第1条の盛岡市スポーツ推進審議会の委員に委嘱された者とみなし、その委員の任期は、改正後の盛岡市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

提案理由

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の改正に伴い、盛岡市スポーツ振興審議会に代えて盛岡市スポーツ推進審議会を設置しようとするものである。

議案第 147 号

盛岡市余熱利用健康増進センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市余熱利用健康増進センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市菜園一丁目 6 番 3 号 樋下ビル 3 階
 - (2) 名 称 特定非営利活動法人 盛岡市水泳協会
- 3 指定期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 148 号

舟田 2 地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 舟田 2 地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字陣場56番地51
 - (2) 名 称 舟田 2 自治会
- 3 指定期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 149 号

盛岡市立津志田老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立津志田老人福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
 - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 150 号

原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 原敬記念館及び盛岡市先人記念館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
 - (2) 名 称 財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 平成24年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 151 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

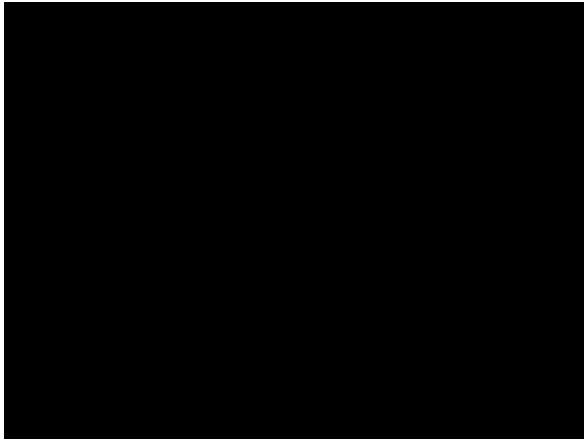
次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

- (1) 住所
氏名
- (2) 住所
氏名
- (3) 住所
氏名
- (4) 住所
氏名



2 調停申立ての趣旨

- (1) [Redacted] 滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (2) [Redacted] 滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (3) [Redacted] 滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。
- (4) [Redacted] 滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

各相手方は、いずれも市営住宅、改良住宅又はコミュニティ住宅（以下「市営住宅等」という。）の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅等の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第43条第3項の規定、盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第31条第3項の規定又は盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第31条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 152 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

平成23年12月 5 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A b 745	緑が丘二丁目33号線	緑が丘二丁目 2 番 168地先	緑が丘二丁目 2 番 174地先
A b 746	緑が丘二丁目34号線	緑が丘二丁目 2 番 158地先	緑が丘二丁目 2 番 159地先
A b 747	緑が丘二丁目自転車歩行者専用道5号線	緑が丘二丁目47番89地先	緑が丘二丁目 2 番 206地先
A b 748	緑が丘一丁目10号線	緑が丘一丁目54番 2 地先	緑が丘一丁目78番 2 地先
B b 465	東中野町4号線	東中野町 4 番 6 地先	東中野町 4 番12地先
B c 413	川目町5号線	川目町 439番 1 地先	川目町 439番 3 地先
C a 783	南仙北三丁目28号線	南仙北三丁目 1 番97地先	南仙北三丁目 1 番71地先
C a 784	南仙北三丁目29号線	南仙北三丁目 1 番96地先	南仙北三丁目 1 番90地先
C a 785	南仙北三丁目30号線	南仙北三丁目 1 番77地先	南仙北三丁目 1 番 118地先
C a 786	南仙北三丁目31号線	南仙北三丁目 1 番 104地先	南仙北三丁目 142番 4 地先
D b 932	中堤町60号線	中堤町 6 番 3 地先	中堤町 6 番29地先
D b 933	中堤町61号線	中堤町 6 番18地先	中堤町 6 番17地先
D c 585	みたけ二丁目14号線	みたけ二丁目 117番33地先	みたけ二丁目 117番22地先
D c 586	みたけ二丁目15号線	みたけ二丁目 117番32地先	みたけ二丁目 117番23地先
都 4113	古屋8号線	三本柳4地割4番38地先	三本柳4地割9番1地先
都 4114	古屋9号線	三本柳4地割4番34地先	三本柳4地割9番1地先
玉 616	好摩駅前1号線	玉山区好摩字上山3番3地先	玉山区好摩字上山3番3地先

2 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点	
A b 688	緑が丘二丁目18号線	緑が丘二丁目52番2地先	新	緑が丘二丁目47番89地先
			旧	緑が丘二丁目47番26地先
A b 728	緑が丘二丁目23号線	緑が丘二丁目47番11地先	新	緑が丘二丁目2番180地先
			旧	緑が丘二丁目47番9地先
C d 5	舟場橋1号線	上厨川字柳原4番1地先	新	上太田字上川原232番1地先
			旧	上太田字上川原186番2地先
C d 291	上太田63号線	上太田沼館地内地先	新	上太田字上川原174番地先
			旧	上太田上川原地内地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。